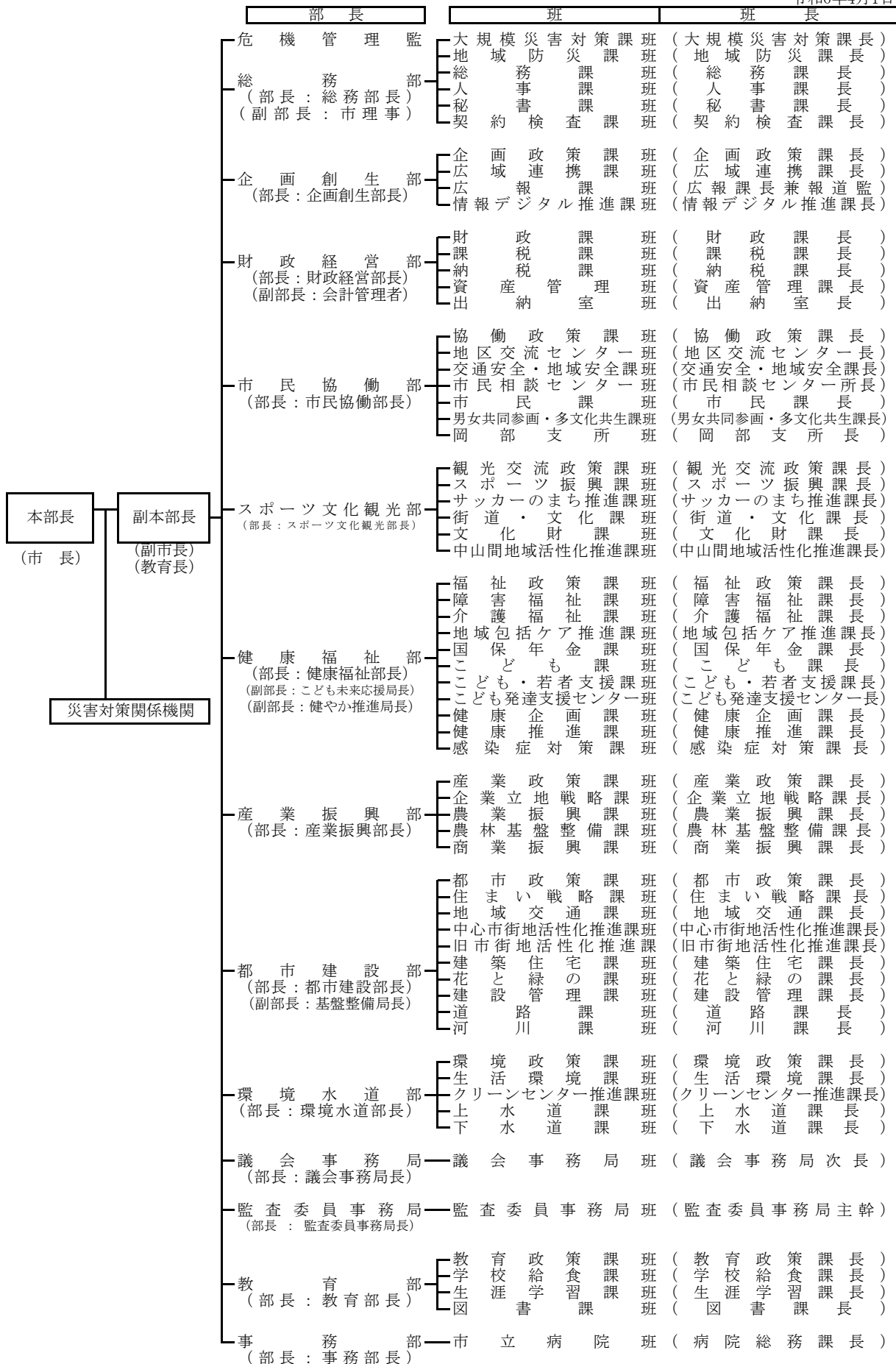


資料1-1 藤枝市災害対策本部組織図(令和6年度)

令和6年4月1日



資料1-2 藤枝市災害対策本部各部・課班の所掌事務

【総務部】

部長	班（班長）	事務分掌
危機管理監	大規模災害対策課班 （大規模災害対策課長） 地域防災課班 （地域防災課長） （初動体制要員を含む）	1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 被災地災害対策本部の設置及び運営に関する事 4. 本部長の命令指示等の伝達に関する事 5. 県との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 7. 指定避難所の設置に関する事 8. 地震情報、気象情報の授受及び通報に関する事 9. 防災関係機関との連絡調整に関する事 10. 自衛隊出動要請及び受入れに関する事 11. 各地区防災拠点との連絡調整に関する事 12. 防災行政無線等の管理、運営に関する事 13. 被災者支援システムに関する事 14. 各部との連絡調整に関する事
総務部長	総務課班 （総務課長）	1. 危機管理センターの応援に関する事 2. 災害関係議案に関する事 3. 緊急文書の印刷に関する事 4. 各部との連絡調整に関する事 5. 部内各班との連絡調整に関する事
	人事課班 （人事課長） 人財育成室含む	1. 災害時の人員の動員及び整備に関する事 2. 職員の非常招集調整に関する事 3. 出勤職員の勤務及び食料に関する事 4. 職員の健康保持に関する事 5. 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関する事 6. 職員の派遣及び受入れに関する事 7. 部内各班の応援に関する事
	秘書課班 （秘書課長）	1. 本部長、副本部長（副市長）の秘書に関する事 2. 被災箇所の視察及びお見舞並びに陳情等に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	契約検査課班 （契約検査課長）	1. 各班の土木及び協定締結団体への要請、調整に関する事 2. 各班の作業用機器等の要請に対する調整に関する事 3. 物品調達に関する事 4. 部内各班の応援に関する事

【企画創生部】

部長	班（班長）	事務分掌
企画創生部長 副部長 広域連携担当理事	企画政策課班 （企画政策課長）	1. 県、他市町村、公的関係機関、民間団体等への応援要請及び連絡調整に関する事 2. 各部との連絡調整に関する事 3. 部内各班との連絡調整に関する事
	広域連携課班 （広域連携課長）	1. 友好都市等との連絡調整に関する事 2. 受援に関する事 3. 企画政策課班の応援に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	広報課班 （広報課長兼報道監）	1. 報道機関等に対する災害情報の連絡及び調整に関する事 2. インターネットを活用した災害情報受発信に関する事 3. 広報活動に関する事（在日外国人を含む） 4. 災害写真の撮影、収集、記録映画等の作成に関する事 5. 記者会見に関する事 6. 部内各班の応援に関する事
	情報デジタル推進課班 （情報デジタル推進課長）	1. 情報機器の管理、運営に関する事 2. 被災者支援システムに関する事 3. 藤枝市GISに関する事 4. 部内各班の応援に関する事

【財政経営部】

部長	班（班長）	事務分掌
財政経営部長 副部長 会計管理者	財政課班 （財政課長）	1. 災害応急対策の予算措置に関する事 2. 災害復旧の予算措置に関する事 3. 各部との連絡調整に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	課税課班 （課税課長）	1. 災害救助法適用基準の調査に関する事 2. 家屋等の被害状況の調査及び情報収集に関する事 3. 人的被害の調査及び情報収集に関する事 4. 被災者名簿（台帳）の作成及び被災証明に関する事 5. 市民の避難状況の調査に関する事 6. 災害による市税の免除等に関する事 7. 被災者支援システムに関する事 8. 部内各班の応援に関する事
	納税課班 （納税課長） 債権回収対策室含む	1. 課税課班の応援に関する事 2. 部内各班の応援に関する事
	資産管理課班 （資産管理課長）	1. 市庁舎等利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 市庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 市庁舎等施設の停電対策及び電源確保に関する事 4. 市有車両の配車に関する事 5. 災害時の車両の借上げに関する事 6. 災害救助用臨時電話等の設置に関する事 7. 部内各班の応援に関する事
	出納室班 （出納室長）	1. 災害経理（義援金の保管を含む）に関する事 2. 部内各班の応援に関する事

【市民協働部】

部長	班（班長）	事務分掌
市民協働部長	協働政策課班 （協働政策課長）	1. 市民の安否情報に関する事 2. 自治会等との連絡調整に関する事 3. ふれあい広場利用者の安全に関する事 4. ふれあい広場を避難先としての利用等緊急措置に関する事 5. ふれあい広場の被害調査及び応急復旧に関する事 6. 市民活動の支援に関する事 7. 帰宅困難者（JR 藤枝駅周辺以外）に関する事 8. 各部との連絡調整に関する事 9. 被災者支援システムに関する事 10. 部内各班との連絡調整に関する事
	市民活動団体支援室含む	
	地区交流センター班 （地区防災拠点責任者）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 地区防災拠点としての役割に関する事 3. 災害情報の収集に関する事 4. 地区自主防災会との連絡調整に関する事 5. 指定避難所との連絡に関する事 6. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 7. 被災者支援システムに関する事 8. 災害対策本部との連絡調整に関する事
	交通安全・地域安全課班 （交通安全・地域安全課長）	1. 交通規制に関する事 2. 防犯に関する事 3. 協働政策課班の応援に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	市民相談センター班 （市民相談センター所長） 消費生活センター含む	1. 各種相談窓口の設置に関する事 2. 市民の問い合わせ、相談に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	市民課班 （市民課長）	1. 遺体収容所の開設、管理及び運搬、収容に関する事 2. 災害救助法に基づく埋火葬に関する事 3. 被災者支援システムに関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	男女共同参画・多文化共生課班 （男女共同参画・多文化共生課長）	1. 男女共同参画、多文化共生活動団体との調整に関する事 2. 女性、外国人に係る諸問題に関する事 3. 市民課班の応援に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	岡部支所班 （岡部支所長）	1. 地区自主防災会との連絡調整に関する事 2. 指定避難所との連絡に関する事 3. 災害情報の収集に関する事 4. 地区の防災拠点としての役割に関する事 5. 施設の被害調査に関する事 6. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 7. 災害対策本部との連絡調整に関する事

【スポーツ文化観光部】

部長	班（班長）	事務分掌
スポーツ文化観光部長	観光交流政策課班 （観光交流政策課長）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 各部との連絡調整に関する事 4. 部内各班との連絡調整に関する事
	スポーツ振興課班 （スポーツ振興課長）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. ヘリポート（ヘリベース）に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	サッカーのまち推進課班 （サッカーのまち推進課長）	1. スポーツ振興課班の応援に関する事 2. 部内各班の応援に関する事
	街道・文化課班 （街道・文化課長）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 文化財課班の応援に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	文化財課班 （文化財課長）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 文化財の保全及び安全確保に関する事 3. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	中山間地域活性化推進課班 （中山間地域活性化推進課長）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 中山間地域の災害情報収集に関する事 3. 地区交流センター班の応援に関する事 4. 部内各班の応援に関する事

【健康福祉部】

部長	班（班長）	事務分掌
健康福祉部長	福祉政策課班 （福祉政策課長）	1. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 避難行動要支援者の避難等に関する事 3. 日赤及びその他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事 4. 義援金の受入れ及び配分に関する事 5. 応急仮設住宅の入居に関する事 6. 災害救助法の適用及び実施に関する事 7. 被災者生活再建支援金の支給に関する事 8. 行路死人に関する事 9. り災者に対する衣料、生活必需品、その他物資の調達配分に関する事 10. 被災者支援システムに関する事 11. 各部との連絡調整に関する事 12. 部内各班との連絡調整に関する事
副部長 こども未来応援局長	障害福祉課班 （障害福祉課長）	1. 救援物資の受入れ及び配分に関する事 2. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 被災者支援システムに関する事 4. 福祉政策課班の応援に関する事 5. 部内各班との連絡調整に関する事
副部長 健やか推進局長	介護福祉課班 （介護福祉課長）	1. ボランティア本部の設置、受入れ及び調整に関する事 2. 常時介護を必要とする者の救護対策に関する事 3. 寝たきり老人等の避難者の受入れに関する事 4. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 5. 被災者支援システムに関する事 6. 部内各班の応援に関する事
	地域包括ケア推進課班 （地域包括ケア推進課長）	1. 在宅医療、在宅介護世帯等の救護支援に関する事 2. 介護福祉課班の応援に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	国保年金課班 （国保年金課長）	1. 市民からの要請の処理に関する事 2. 市民課班の応援に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	こども課班 （こども課長）	1. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 2. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 臨時保育園等の開設に関する事 4. 私立保育園との連絡調整に関する事 5. れんげじスマイルホール施設利用者の避難及び安全確保に関する事 6. 幼稚園の被害調査及び指導に関する事 7. 部内各班の応援に関する事
	こども・若者支援課班 （こども・若者支援課長）	1. り災児童、母子世帯の援護支援に関する事 2. こども課班の応援に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	こども発達支援センター班 （こども発達支援センター所長）	1. 児童発達支援施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. こども課班の応援に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	健康企画課班 （健康企画課長）	1. 医療救護本部及び主要救護所又は臨時救護所の運営に関する事 2. 災害対策本部等との連絡調整に関する事 3. 市立病院との連絡調整に関する事
	健康推進課班 （健康推進課長）	1. 医療救護本部の設置、主要救護所又は臨時救護所の立ち上げ及び運営に関する事 2. り災者の医療、救護に関する事 3. 救護体制の確保に関する事（医師会等への要請含む） 4. 救急医療品及び衛生資材の調達に関する事 5. 災害対策本部等との連絡調整に関する事
	感染症対策課班 （感染症対策課長）	1. 感染症の予防、防疫及び健康保持に関する事 2. 健康推進課班の応援に関する事 3. 部内各班の応援に関する事

【監査委員事務局】

部長	班（班長）	事務分掌
監査委員 事務局長	監査委員事務局班 （監査委員事務局主幹）	1. 介護福祉課班の応援に関する事 2. 健康福祉部内各班の応援に関する事

【産業振興部】

部長	班（班長）	事務分掌
産業振興部長	産業政策課班 （産業政策課長） 創業支援室含む	1. 企業の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 3. 中小企業に対する災害融資に関する事 4. 産学官連携推進センター施設利用者の避難及び安全確保に関する事 5. 各部との連絡調整に関する事 6. 部内各班との連絡調整に関する事 7. 部内各班の応援に関する事
	企業立地戦略課班 （企業立地戦略課長）	1. 企業の被害状況調査及び企業立地の支援に関する事 2. 部内各班の応援に関する事
	農業振興課班 （農業振興課長） お茶のまち推進室含む	1. 農地・農業用施設、林産物・林業施設の被害調査及び 応急復旧に関する事 2. 危険箇所の警戒及び監視に関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	農林基盤整備課班 （農林基盤整備課長）	1. 農業・林業施設災害復旧事業に関する事 2. J A大井川等関係機関との連絡調整に関する事 3. 救助用食料の調達及び斡旋に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	商業振興課班 （商業振興課長） 商店街活性化推進室含む	1. 商業関係機関との連絡調整に関する事 2. 商業関係機関の被害調査及び取りまとめに関する事 3. 商業関係機関の復旧相談に関する事 4. 部内各班との応援に関する事

【都市建設部】

部長	班（班長）	事務分掌
都市建設部長 副部長 基盤整備局長	都市政策課班 ・旧市街地活性化推進課班 （都市政策課長） （旧市街地活性化推進課長）	1. 災害復興計画に関すること 2. 関係機関及び団体との連絡調整に関すること 3. 各部との連絡調整に関すること 4. 部内各班との連絡調整に関すること 5. 部内各班の応援に関すること
	地域交通課班 （地域交通課長）	1. 公共交通に関すること 2. 関係機関及び団体との連絡調整に関すること 3. 部内各班の応援に関すること
	中心市街地活性化推進課班 （中心市街地活性化推進課長）	1. JR藤枝駅及びその周辺における被害調査及び応急復旧に関すること 2. JR藤枝駅及びその周辺における帰宅困難者に関すること 3. 部内各班の応援に関すること
	建築住宅課班・住まい戦略課班 （建築住宅課長） （住まい戦略課長）	1. 災害応急仮設住宅の建築等に関すること 2. 被災住宅の取扱いに関すること 3. 被災住宅の応急修理に関すること 4. 公営住宅の応急修理に関すること 5. 災害時の建築廃棄物の処理及び対策に関すること 6. 被災建築物及び被災宅地の危険度判定等に関すること （判定士要請を含む） 7. 被災者支援システムに関すること 8. 部内各班の応援に関すること
	花と緑の課班 （花と緑の課長）	1. 公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 公園施設利用者の安全確保に関すること 3. 公園施設を避難先としての利用等緊急措置に関すること 4. 部内各班の応援に関すること
	建設管理課班 （建設管理課長）	1. 都市建設部所管事項の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 道路及び河川等の使用、制限、管理に関すること 3. 部内各班の応援に関すること
	道路課班 （道路課長）	1. 道路課所管事項の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 緊急輸送路等の確保及び応急復旧に関すること 3. 交通状況の把握に関すること 4. 土木災害復旧事業に関すること 5. 危険箇所の警戒及び監視に関すること 6. 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関すること 7. 関係機関及び団体との連絡調整に関すること 8. 部内各班の応援に関すること
	河川課班 （河川課長） 水害対策室含む	1. 河川課所管事項の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 土木災害復旧事業に関すること 3. 危険箇所の警戒及び監視に関すること 4. 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関すること 5. 関係機関及び団体との連絡調整に関すること 6. 水防活動に関すること 7. 部内各班の応援に関すること 8. 部内各班との連絡調整に関すること

【環境水道部】

部長	班（班長）	事務分掌
環境水道部長	環境政策課班 （環境政策課長）	1. 災害廃棄物処理対策本部の設置及び運営に関する事 2. 各部との連絡調整に関する事 3. 部内各班との連絡調整に関する事 4. 部内各班の応援に関する事
	生活環境課班 （生活環境課長）	1. 災害時におけるごみ、廃棄物の処理に関する事 2. 衛生維持及び環境保全に関する事 3. 防疫薬剤の調達、配布、指導に関する事 4. 災害時の防疫に関する事 5. 被災者支援システムに関する事 6. 志太広域事務組合との連絡調整に関する事
	クリーンセンター推進課班 （クリーンセンター推進課長）	1. 環境政策課班の応援に関する事 2. 志太広域事務組合との連絡調整に関する事 3. 部内各班との連絡調整に関する事
	上水道課班 （上水道課長）	1. 水道本部の設置及び運営に関する事 2. 住民等からの被害状況等情報収集に関する事 3. 住民広報に関する事 4. 報道機関等への情報提供に関する事 5. 応援要請に関する事 6. 広報活動に関する事 7. 災害対策本部等との連絡調整に関する事 8. 部内各班との連絡調整に関する事 9. 給水機材の調整及び確保に関する事 10. 給水運搬車両に関する事 11. 給水拠点への連絡に関する事 12. 不足給水機材の確認等に関する事 13. その他給水に関する事 14. 水源地・送水場・配水場の設備等の確認に関する事 15. 配水場の貯水量の確認・確保及び流出入バルブの閉鎖に関する事 16. 災害発生箇所の現場確認に関する事 17. 指定工事業者及び本管施工指定業者への出動依頼に関する事 18. 仮設配管の布設作業に関する事 19. 備蓄資機材の搬出に関する事 20. 不足資機材等の確認に関する事 21. その他復旧に関する事
	下水道課班 （下水道課長）	1. 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査に関する事 2. 下水道施設等の応急措置及び復旧に関する事 3. 応急仮設便所設置に関する事 4. 下水道使用期限の広報活動に関する事 5. 指定工事業者及び本管施工指定業者への出動依頼に関する事 6. 仮設配管の布設作業に関する事 7. 備蓄資機材の搬出に関する事 8. 不足資機材等の確認に関する事 9. 災害時におけるし尿の処理に関する事 10. 環境衛生施設の応急復旧に関する事 11. 中間処理施設の被害調査及び応急復旧に関する事 12. その他復旧に関する事

【議会事務局】

部長	班（班長）	事務分掌
議会事務局長	議会事務局班 （議会事務局次長）	1．市議会及び議員との連絡調整に関すること 2．市議会災害対策本部に関すること 3．災害対策本部等との連絡調整に関すること

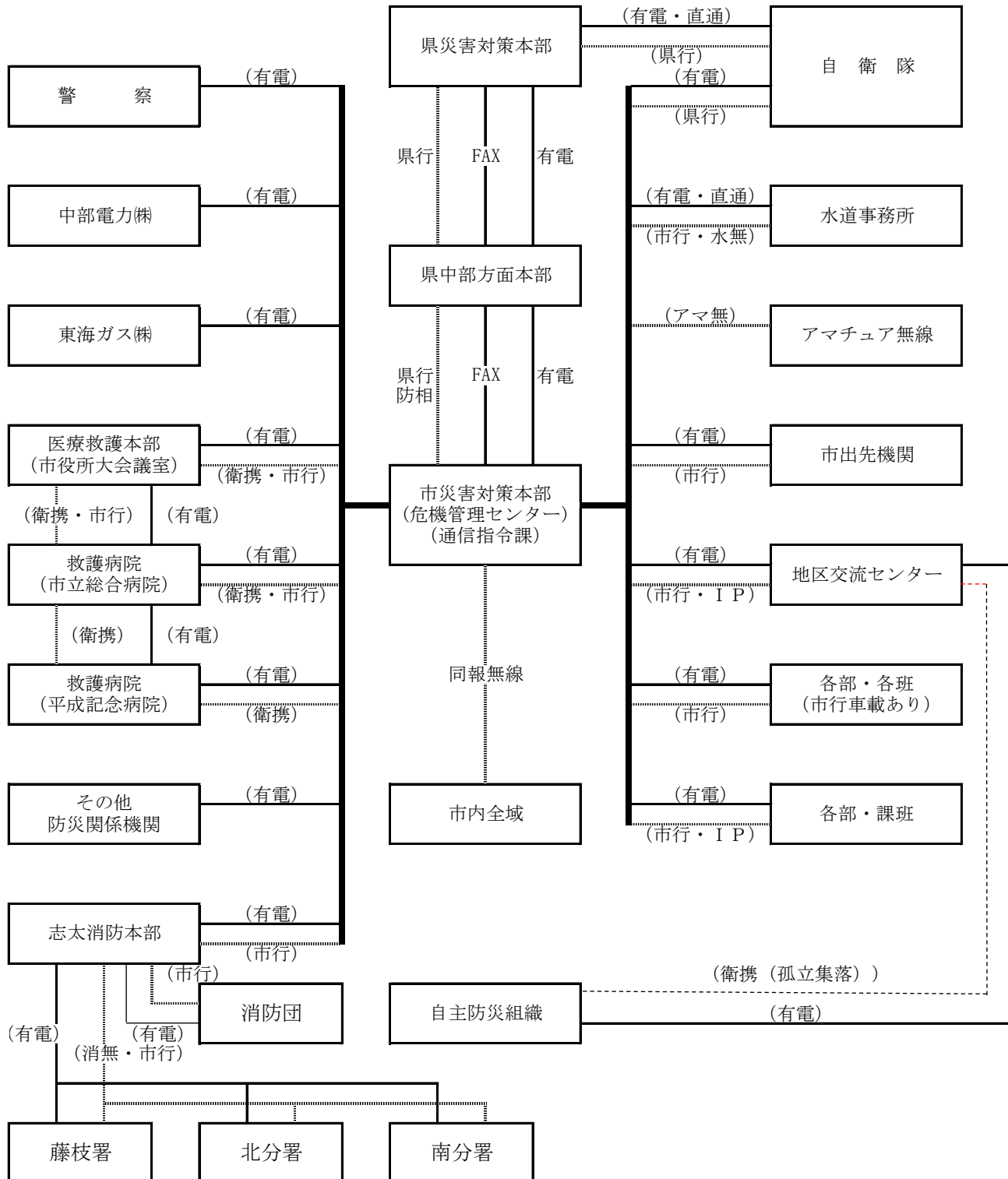
【教育部】

部長	班（班長）	事務分掌
教育部長	教育政策課班 （教育政策課長） （学校教育監）	1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 市学校職員の配備体制に関する事 3. 小中学校の指定避難所開設及び管理運営に関する事 4. 臨時教場の設置に関する事 5. 教育関係情報の取りまとめに関する事 6. 教育関係物品の調達に関する事 7. 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 8. 応急教育に関する事 9. 災害時の教科書及び学用品の調達に関する事 10. 教職員の動員及び調整に関する事 11. 学校の被害調査及び管理に関する事 12. 各部との連絡調整に関する事 13. 部内各班との連絡調整に関する事
	学校給食課班 （学校給食課長）	1. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 食料調達及び炊き出しに関する事 3. 部内各班の応援に関する事
	生涯学習課 （生涯学習課長）	1. 社会教育施設利用者の避難及び安全確保に関する事 2. 社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 社会教育団体との連絡調整に関する事 4. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 5. 緊急支援物資の受け渡し、積みおろし等に関する事 6. 部内各班の応援に関する事 7. 部内各班の連絡調整に関する事
	図書課班 （図書課長）	1. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 3. 部内各班の応援に関する事

【事務部】

部長	班（班長）	事務分掌
事務部長	市立病院班 （病院総務課長）	藤枝市立総合病院防災計画による

資料1-3 防災情報通信系統図



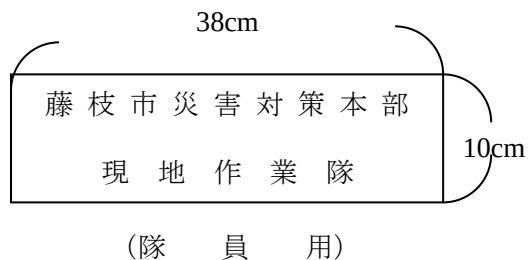
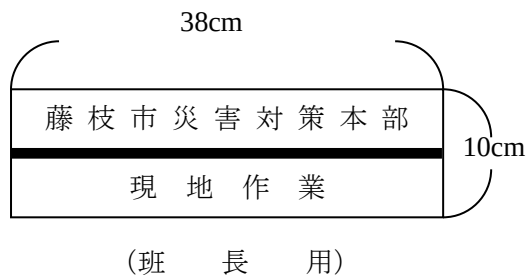
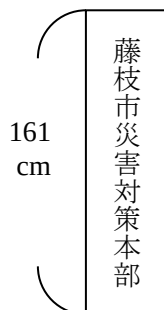
【略称：通信手段】

県行：静岡県防災行政無線
 有電：有線加入電話
 防相：防災相互無線
 FAX：県防災ファクシミリ
 水無：水道事業無線
 IP：IP無線

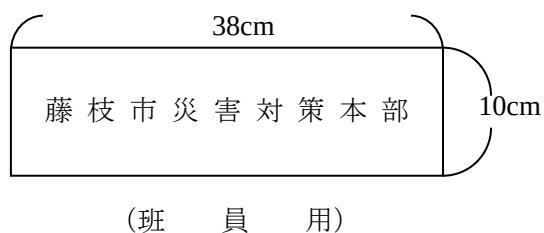
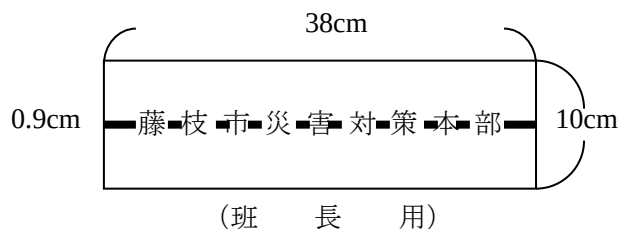
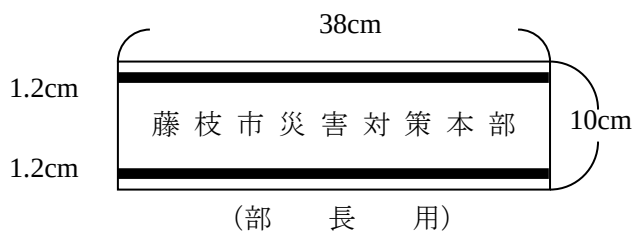
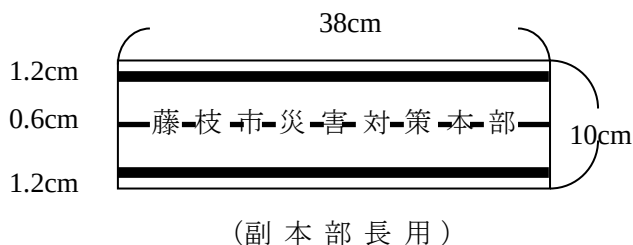
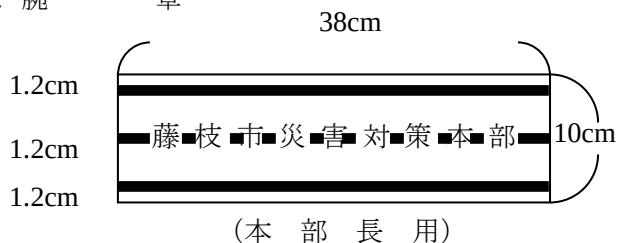
市行：市防災行政無線
アマ無：アマチュア無線
同報：同時通報無線
消無：消防無線
衛携：衛星携帯電話

資料1-4 藤枝市災害対策本部標識図

1. 本部の標示板

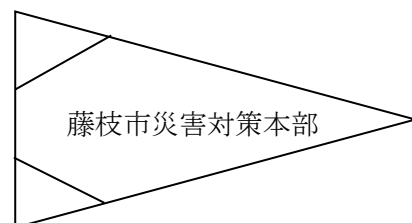


2. 腕 章



3. 標 識

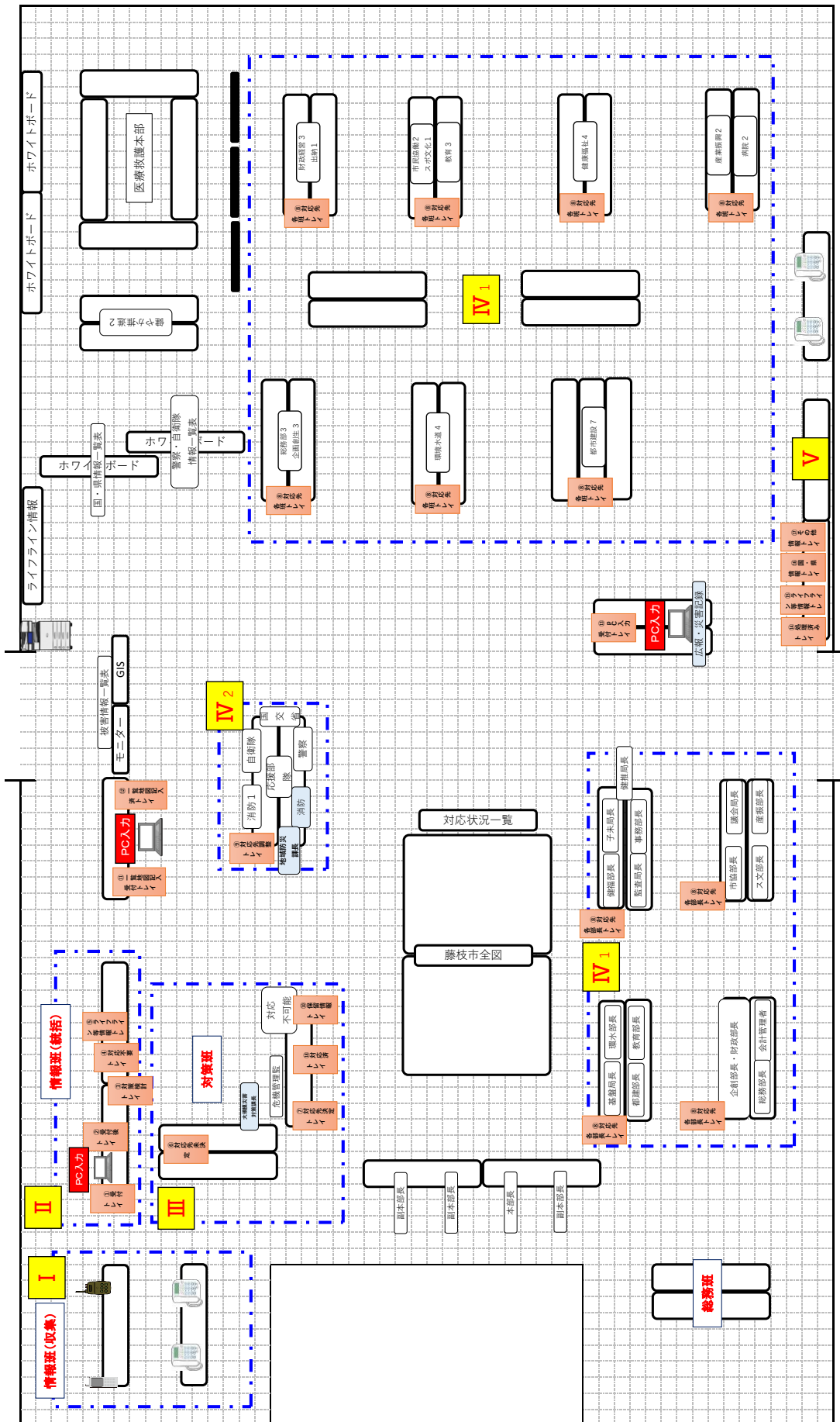
(車 両 用)



色 彩 区 分

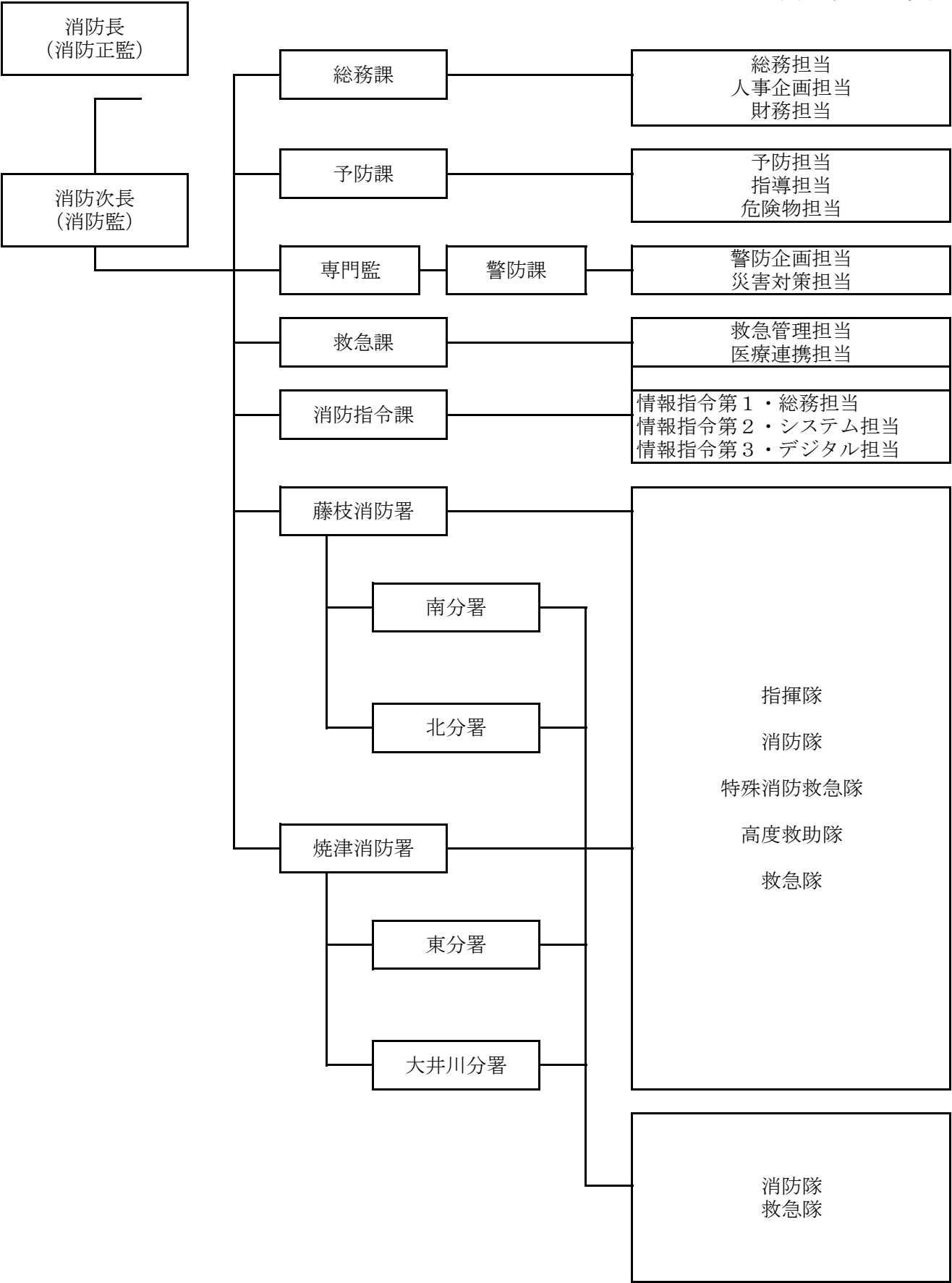
1. 腕章は地の色彩を白色、文字は黒色、中の線は赤色とする。
2. 標旗は地の色彩を赤色、文字は黒色とする。

資料 1－5 藤枝市災害対策本部配置図



資料 1-6 志太消防本部組織図（令和 6 年度）

令和6年4月1日現在



資料 1-7-1 志太消防本部消防職員配置状況（令和 6 年度）

消防吏員数258名

令和6年4月1日現在

区分			消防正監	消防監	司令長	司令	司令補	士長	消防士	計	総計
消防長			1							1	1
次 長				1						1	1
専門監						1				1	1
消防本部	消防総務課	課長		1						1	5
		総務担当(財務、人事企画)				2	2			4	
	予防課	課長			1					1	9
		予防担当				2			1	3	
		危険物担当				1	1			2	
		指導担当				1	2			3	
	警防課	課長			1					1	3
		警防企画担当				1				1	
		災害対策担当				1				1	
	救急課	課長			1					1	4
		救急管理担当				2				2	
		医療連携担当				1				1	
	情報指令課	課長			1					1	16
		情報指令担当				4	9	2		15	
藤枝市管内	藤枝消防署	署長		1						1	62
		指揮担当				3	3			6	
		消防担当・特殊消防救急担当・救助担当				10	12	7	8	37	
		救急担当				5	7	5	1	18	
	南分署	分署長			1					1	23
		消防担当				4	6		3	13	
		救急担当				3	4	2		9	
	北分署	分署長			1					1	23
		消防担当				4	3	2	4	13	
		救急担当				3	4	1	1	9	
焼津市管内	焼津消防署	署長		1						1	62
		指揮担当				3	3			6	
		消防担当・特殊消防救急担当・救助担当				10	10	9	8	37	
		救急担当				5	7	2	4	18	
	東分署	分署長			1					1	23
		消防担当				4	3		6	13	
		救急担当				3	3	3		9	
	大井川分署	分署長			1					1	23
		消防担当				4	5	1	3	13	
		救急担当				3	5		1	9	
派 遣						1	1			2	2
計			1	4	8	81	90	34	40	258	258

資料:消防総務課

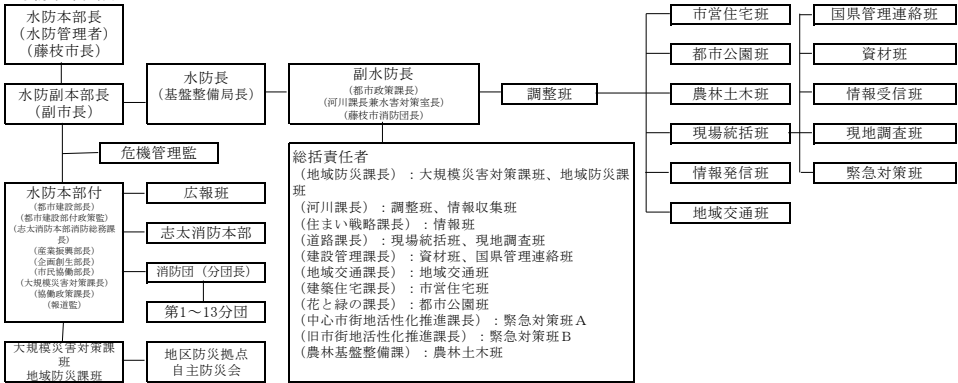
資料 1-7-2 藤枝市消防団員配置状況（令和6年度）

令和6年4月1日現在

階級 所属	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	班 長	団 員	計
本部	1	3	9				13
女性消防隊			1	1	1	7	10
音楽隊			1	1	1	10	13
第1分団			1	2	3	60	66
第2分団			1	1	1	18	21
第3分団			1	1	1	27	30
第4分団			1	2	3	59	65
第5分団			1	2	5	60	68
第6分団			1	1	2	26	30
第7分団			1	2	3	19	25
第8分団			1	1	2	6	10
第9分団			1	1	1	16	19
第10分団			1	1	2	21	25
第11分団			1	2	4	64	71
第12分団			1	1	1	32	35
第13分団			1	1	2	17	21
機能別消防隊						23	23
合 計	1	3	24	20	32	465	545

資料1－8 藤枝市水防本部組織体制(令和6年度)

1. 水防本部組織図

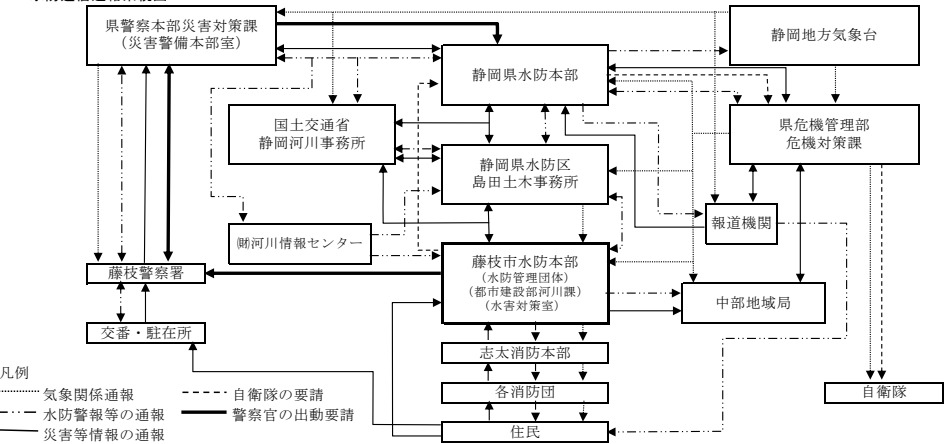


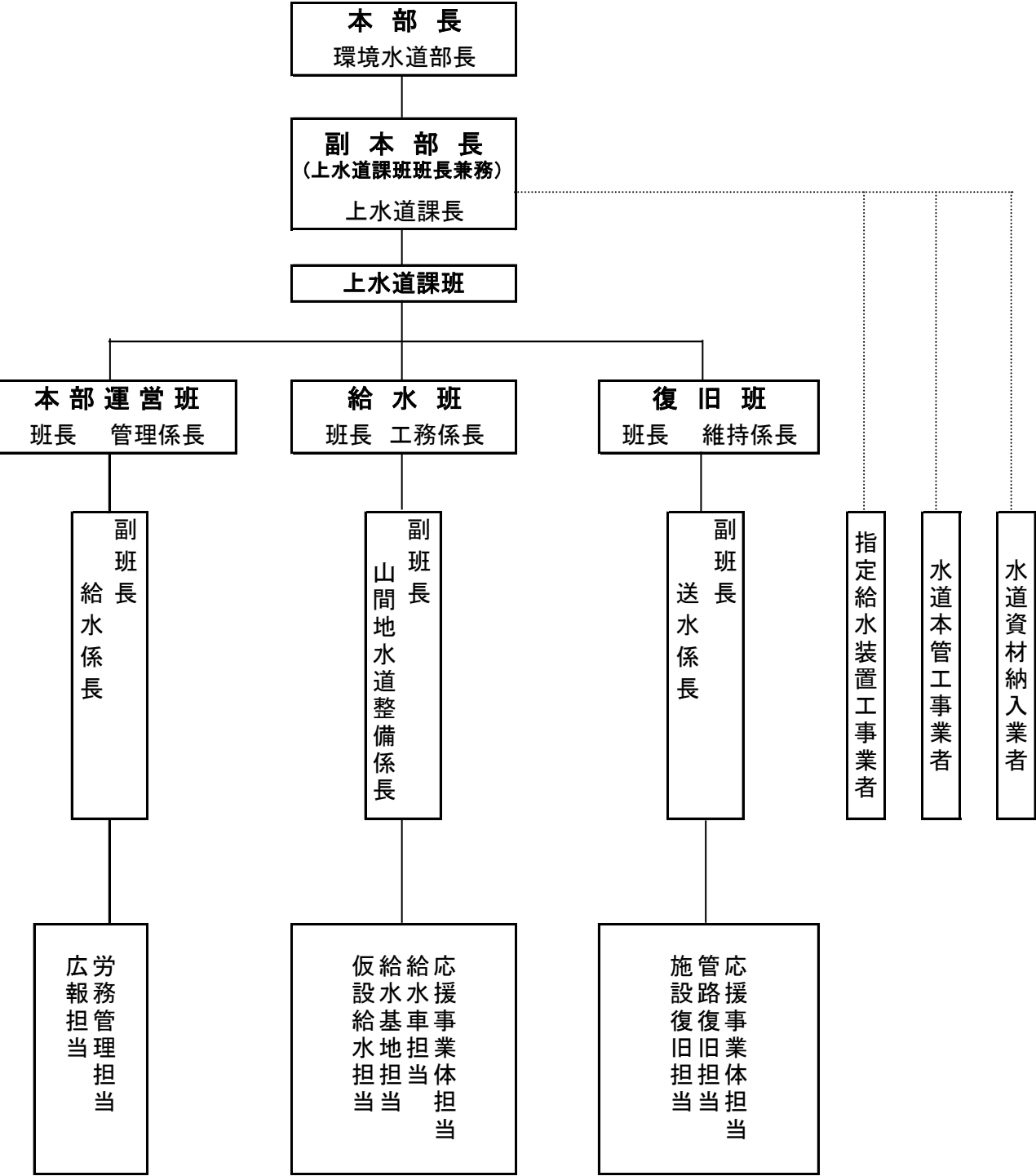
2. 水防本部編成表

水防本部長	市 長			
水防副本部長	副市長			
危機管理監	危機管理監兼危機管理センター長			
水防本部付	都市建設部長	都市建設部付政策監	志太消防本部消防総務課長	産業振興部長
	企画創生部長	大規模災害対策課長	協働政策課長	
水防長	都市建設部基盤整備局長			
副水防長	都市政策課長	河川課長兼水害対策室長	藤枝市消防団長	
	道路課長	建設管理課長	建築住宅課長	花と緑の課長
総括責任者	中心市街地活性化推進課長	地域交通課長	住まい戦略課長	農林基盤整備課長
	地域防災課長	旧市街地活性化推進課長		

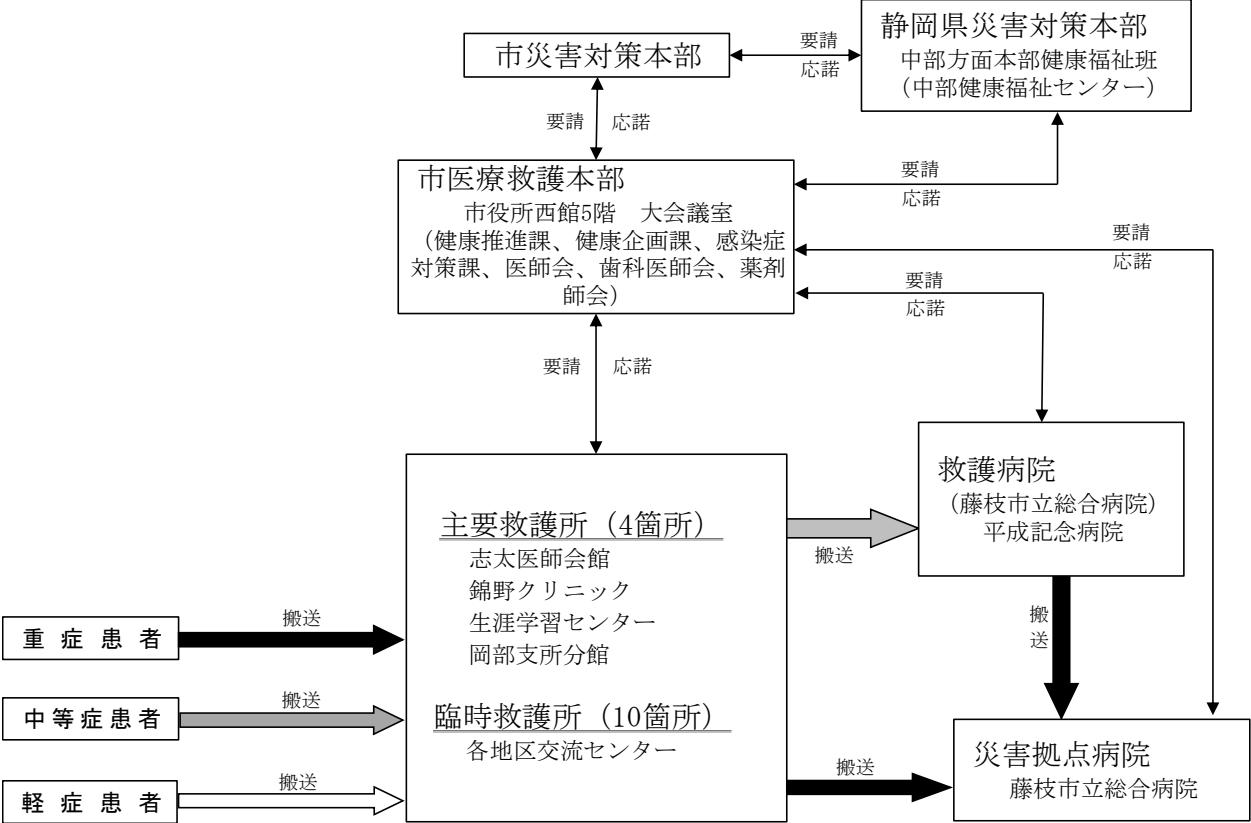
班 名	事 務 分 掌
広報班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 報道機関対応、同報無線等による情報発信に關すること。
大規模災害対策課班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 県への報告 (システム)、職員配備体制調整、災害対策本部移行調整、避難所開設に關すること。
地域防災課班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 自主防災会、消防団、地区防災拠点との調整に關すること。
調整班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 水防本部の統括、水位・雨量・土砂災害警戒などのシステム監視、防災気象情報の入手、状況記録、災害対策本部移行調整に關すること。
国県管理連絡班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 島田土木事務所、静岡国道事務所、中日本高速道路との連絡調整に關すること。
市営住宅班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。市営住宅の調査・被害対応、他班の補助に關すること。
都市公園班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。都市公園の調査・被害対応、他班の補助に關すること。
農林土木班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 農業用水門の管理、農林施設の状況把握、土地改良区との調整、他班の補助に關すること。
現場統括班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 情報受信班、情報発信班、現地調査班、緊急対策班の総括に關すること。
情報受信班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を遂行する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 市民通報の受信及び、現地調査班連絡受信に關すること。
情報発信班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を遂行する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 気象情報、避難情報の伝達及び情報受信班の補助に關すること。
現地調査班	班長は、水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 河川・道路・砂防等土木施設の危険箇所警戒監視及び被害状況の調査、交通情報の把握、応急復旧等の実施、浸水常襲箇所等の (指定箇所) を中心とした巡視、現地対応 (現地統括班と連絡) に關すること。
緊急対策班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 現地調査班対応箇所以外の巡視、現地対応、浸水状況記録、他班の補助に關すること。
資材班	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 水防対策資材準備調達等に關すること。

3. 水防通信連絡系統図

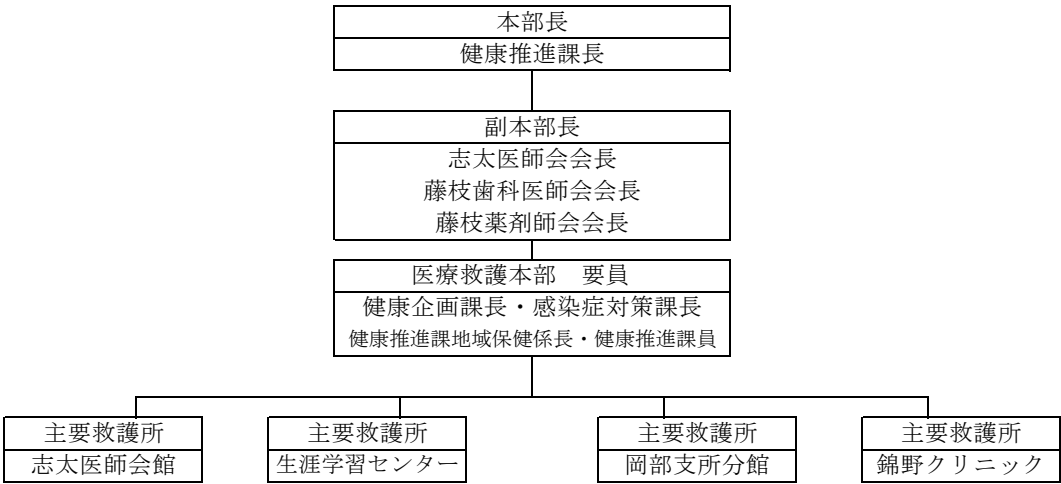




資料1-11 救護施設間の連携図



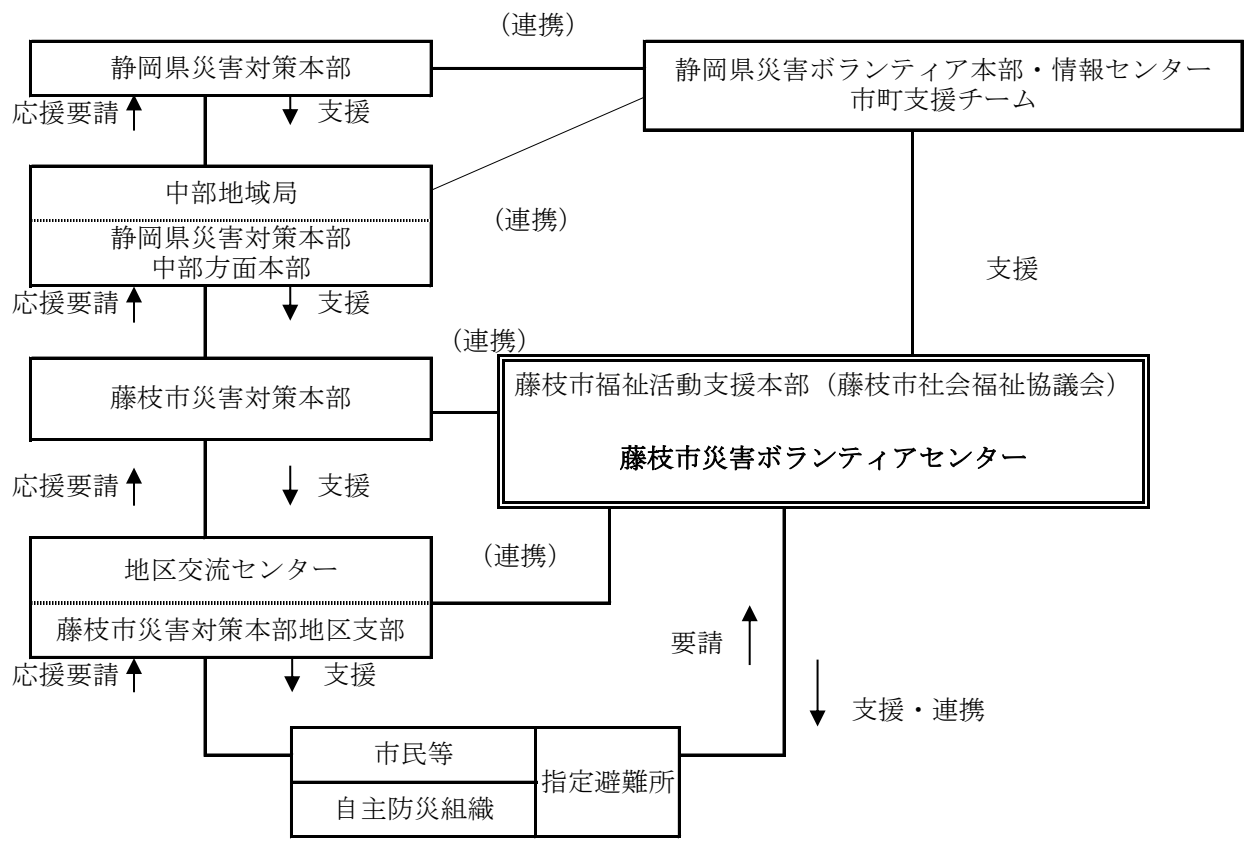
参考：医療救護本部組織図



※各主要救護所、班長・副班長は医師
※藤枝歯科医師会、藤枝薬剤師会より担当者が参集
※健やか推進局職員は最寄りの主要救護所へ参集する。
※主要救護所の開設基準は震度6弱以上とする。（令和6年改訂）
（市職員は5弱で自動参集・医師等は震度6弱以上で自主参集）

資料1-11 藤枝市災害ボランティアセンター体制

1. ボランティアセンター体制図



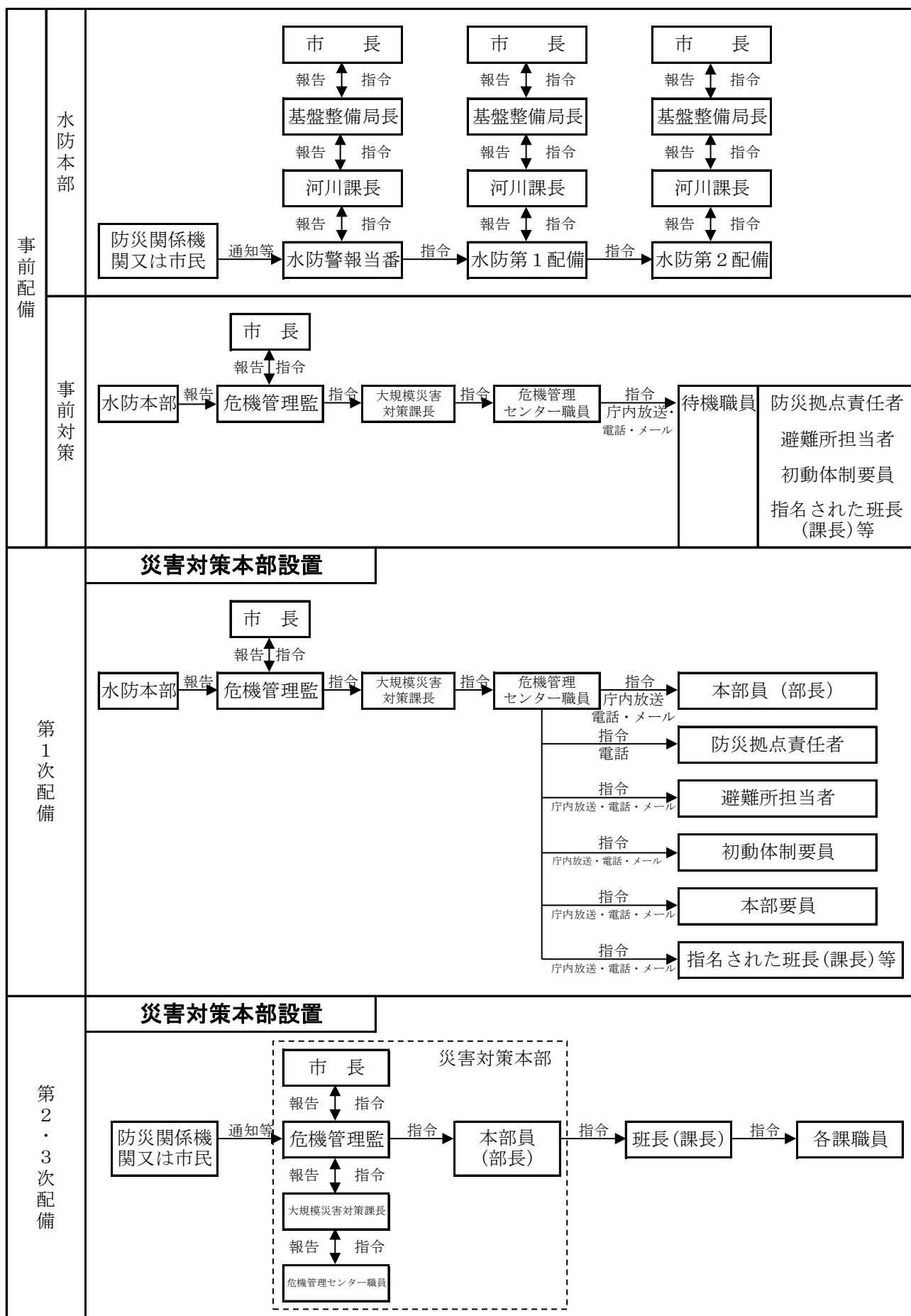
2. 藤枝市災害ボランティアセンター組織図

藤枝市災害ボランティアセンター (藤枝市文化センター1階・福祉センターきすみれ) ◎ 本部構成員 市職員（介護福祉課、監査委員事務局他） 市社会福祉協議会職員 災害ボランティア・コーディネーター藤枝（VCF） ◎ 主な役割 ○ 災害対策本部との連絡調整、全体把握、情報収集 ○ ニーズの受付 ○ ボランティア活動者の受付 ○ マッチング ○ ボランティア活動者の送り出し ○ ボランティア活動者用資機材の管理 ○ ボランティア活動の報告

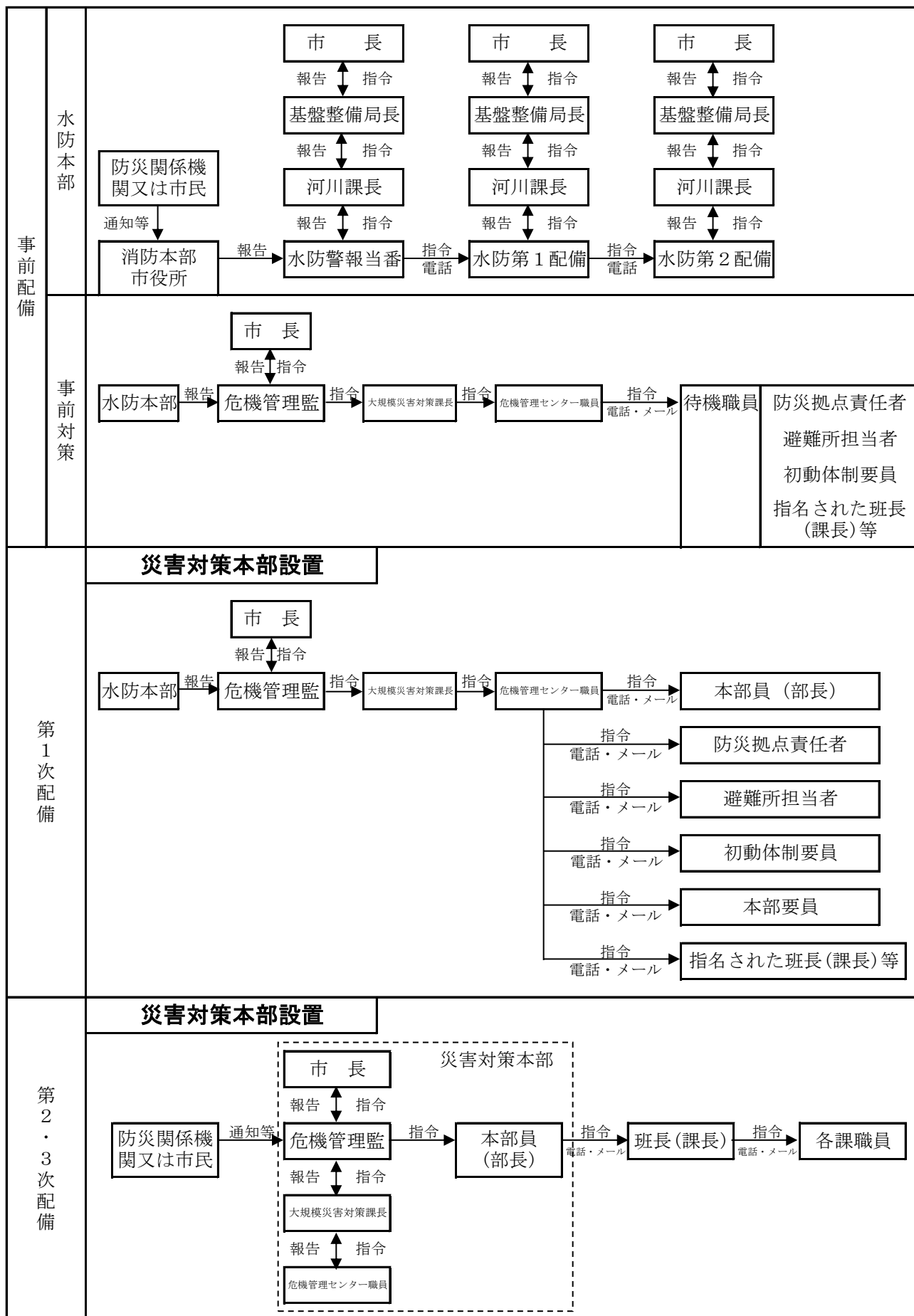
資料1-12 勤務時間外による消防本部からの情報伝達系統図



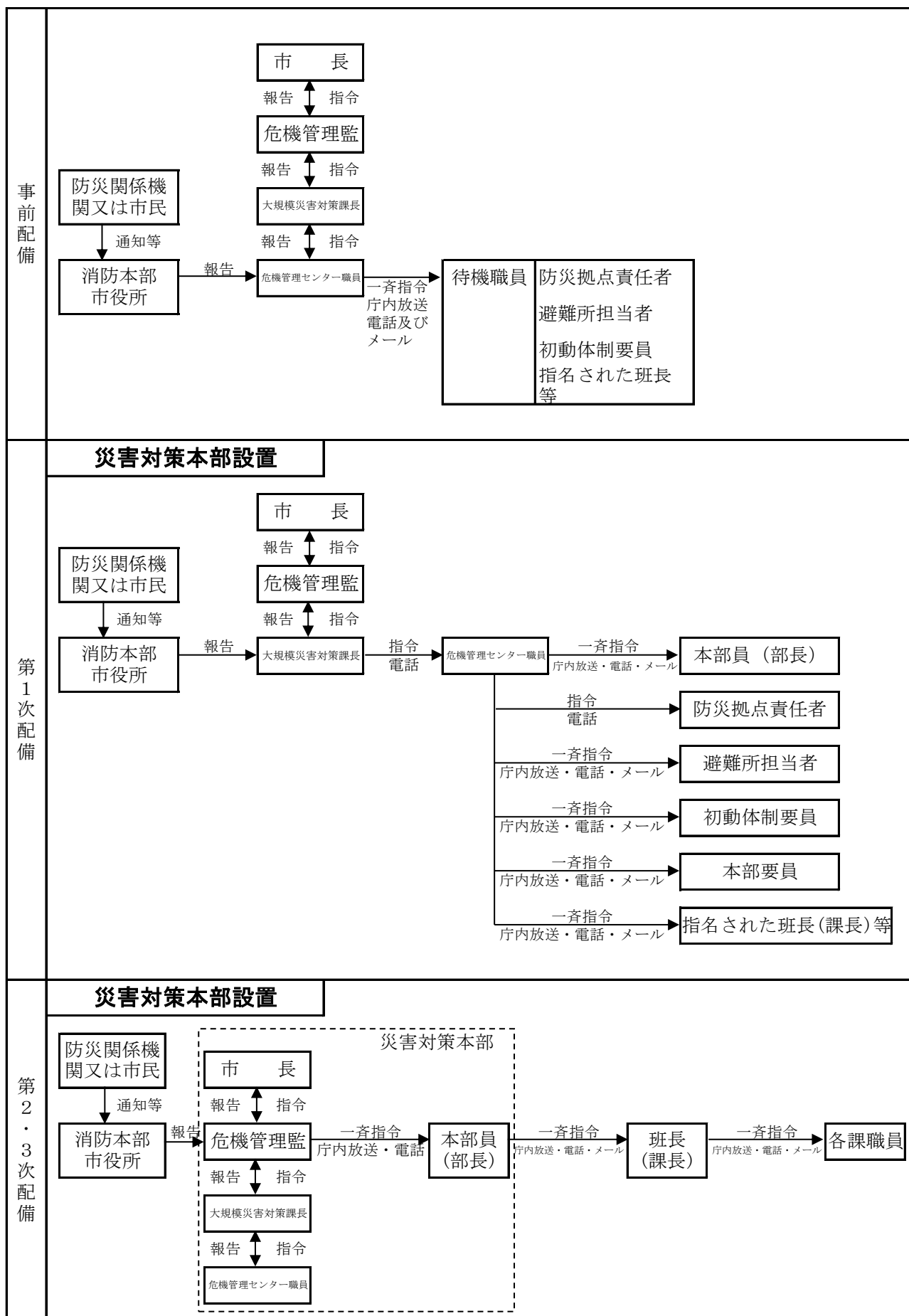
資料1-13 勤務時間内職員動員伝達系統図(風水害)



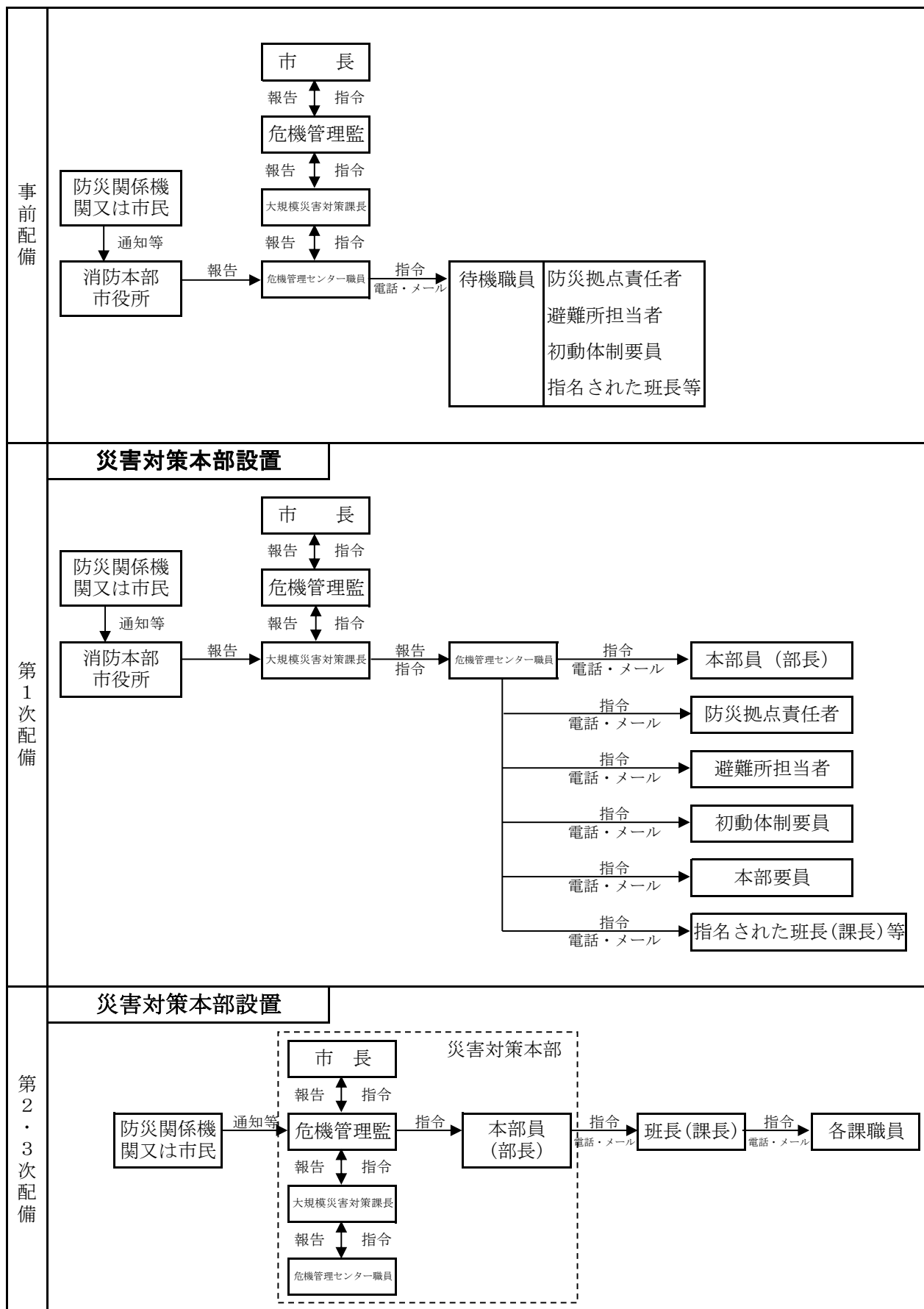
資料1-14 勤務時間外職員動員伝達系統図(風水害)



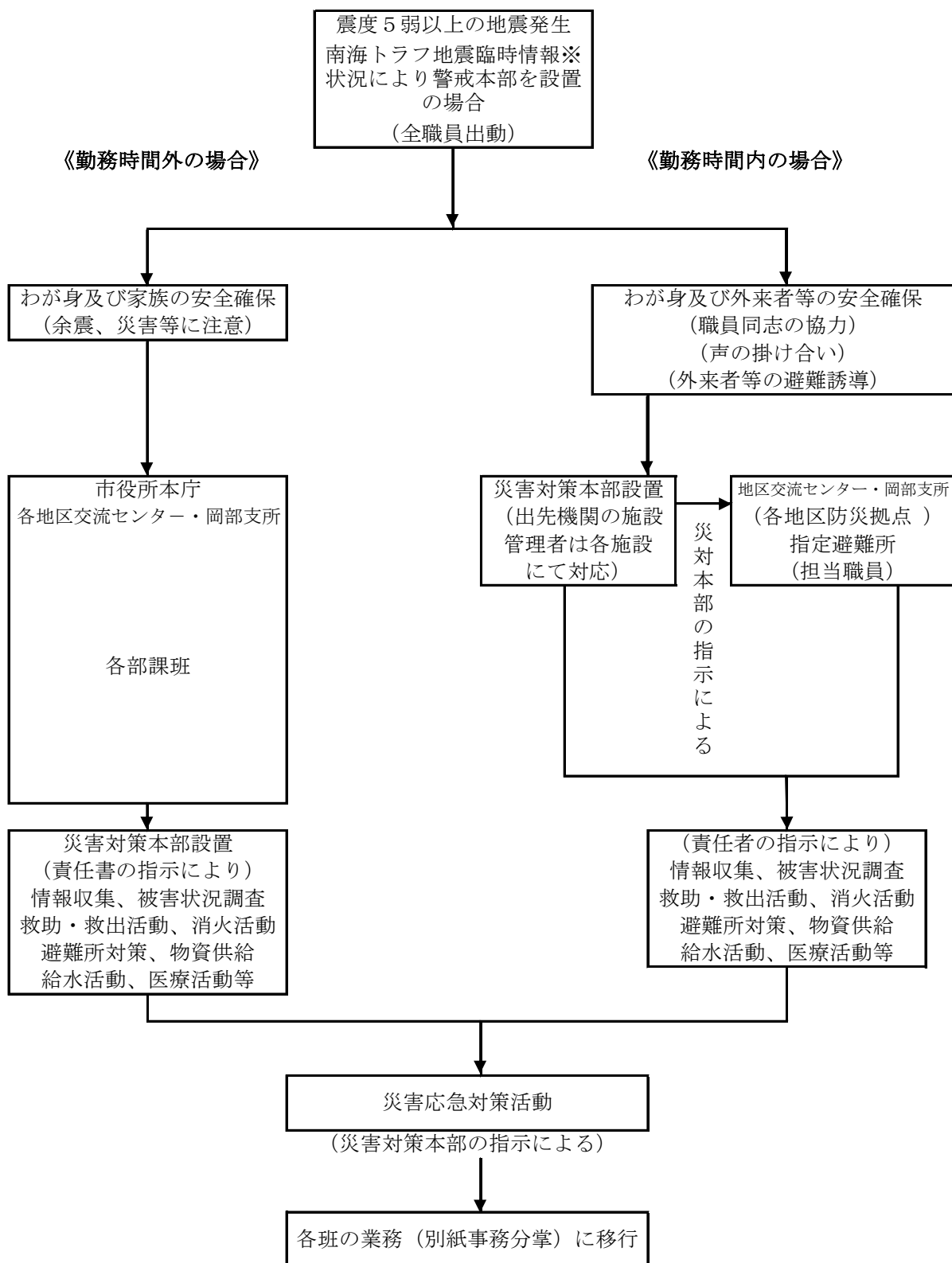
資料1-15 勤務時間内職員動員伝達系統図(一般災害等)



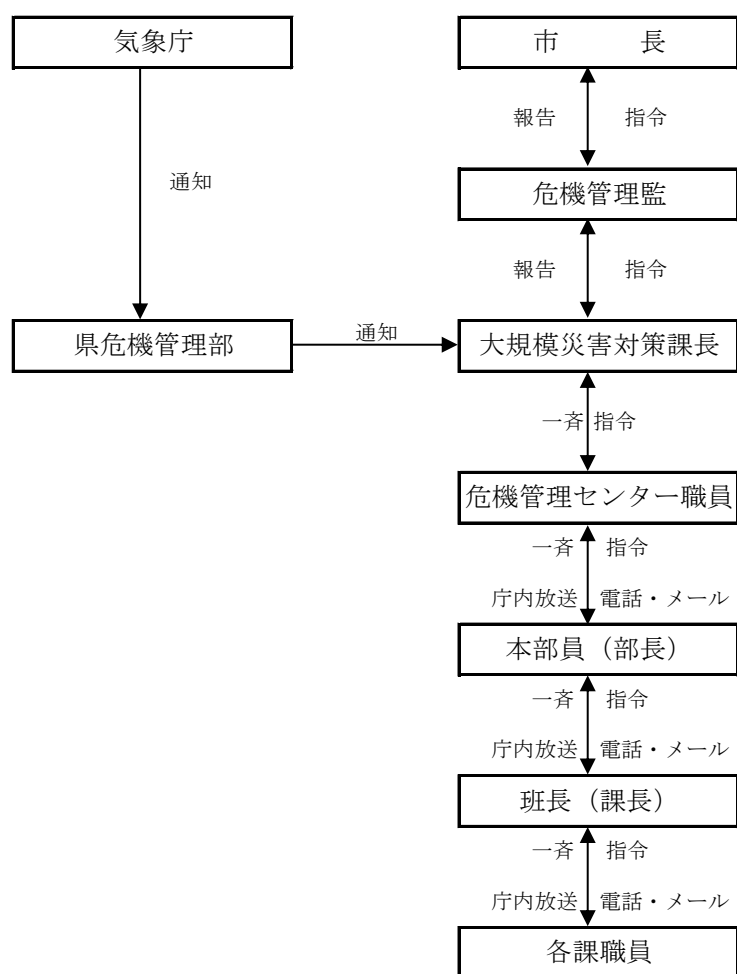
資料1-16 勤務時間外職員動員伝達系統図(一般災害等)



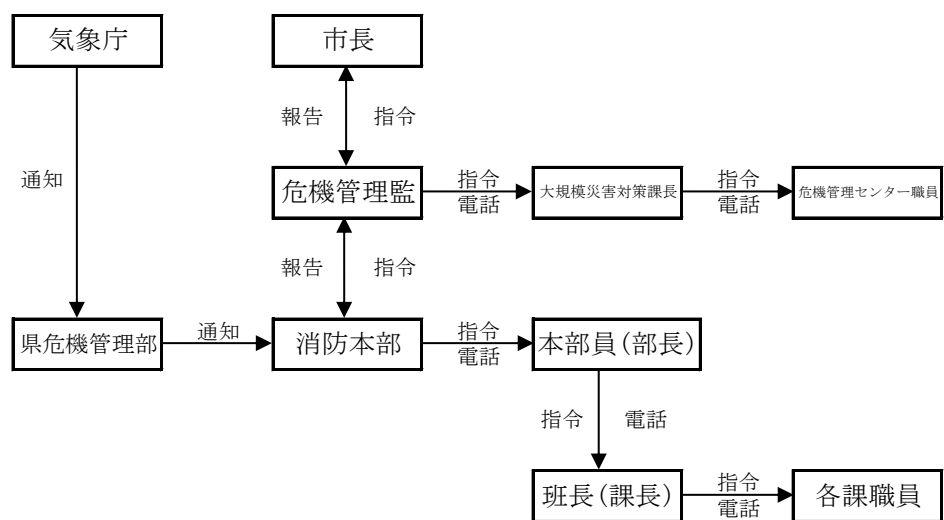
資料1－17 大規模地震発生時等における職員基本行動表(全職員出動の場合)



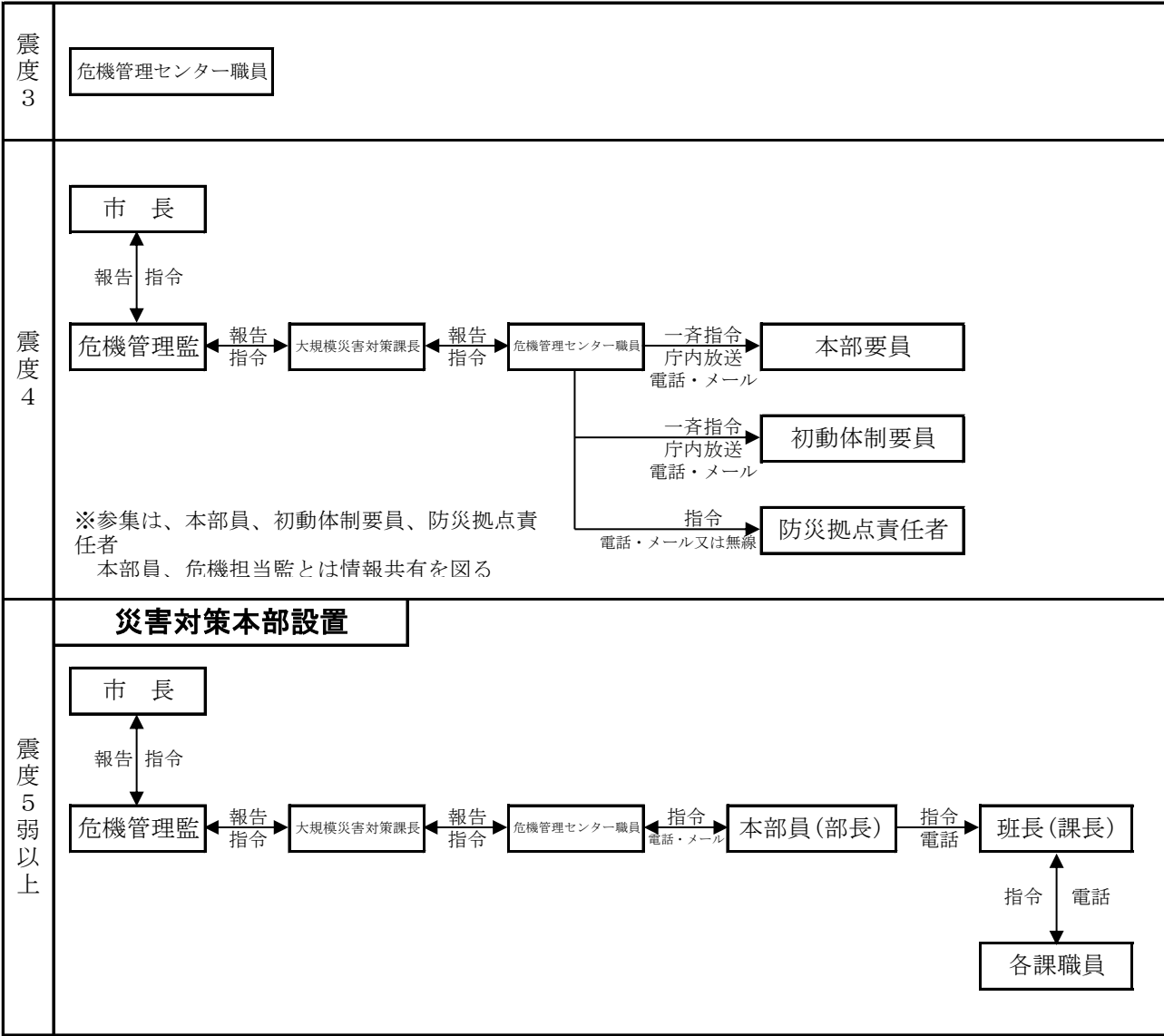
資料1－18 勤務時間内職員動員伝達系統図(南海トラフ地震臨時情報)



資料1－19 勤務時間外職員動員伝達系統図(南海トラフ地震臨時情報)



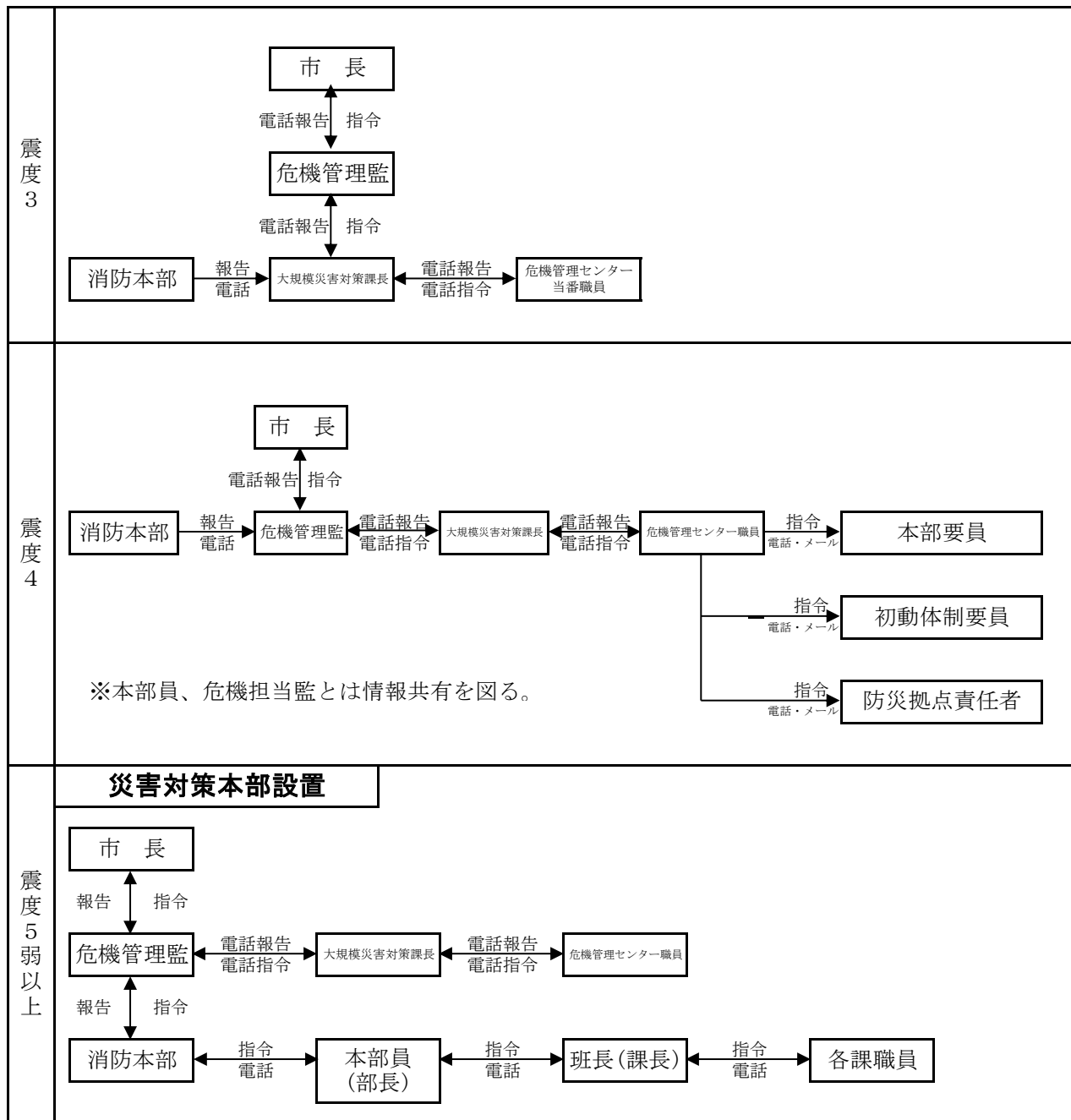
資料1-20 勤務時間内職員動員伝達系統図(突発型地震)



資料1-21 勤務時間外職員動員伝達系統図(突発型地震)

職員初動配備システムによる参集指令のメール配信あり。

(メール配信がなくとも参集基準に該当したことが確認できた場合は参集する)



職員配備体制【風水害・一般災害】

○ 参集

- 災害対策本部から指示を受けた者は参集(その他は、時間内は自席待機、時間外は自宅待機)
- △ 待機(時間内は自席待機、時間外は自宅待機、状況に応じて参集もある)

配備基準	職員配備	水防本部	水防配備体制職員	災害対策本部	災害対策本部	危機管理センター	危機管理	危機管理監	正副本部長	本部員	初動体制要員	本部要員	危機担当監	防災拠点責任者	防災拠点参集職員	避難所担当職員	救護所担当その他職員	指名された班長	各班長	各部課班職員
大雨、洪水注意報発表		水防計画による	水防計画による	配備計画による	配備計画による	配備計画による	配備計画による													各部課班計画による
大雨、洪水、暴風警報発表		水防計画による	水防計画による	配備計画による	配備計画による	配備計画による	配備計画による													各部課班計画による
気象情報に注意し警戒する必要がある場合			○	事前配備	○	○	○	○		水防計画	△	水防計画	水防計画	△	△	△		△	水防計画	各部課班計画による
自主避難者を受入れる場合			○		○	○	○	○		水防計画	○	水防計画	水防計画	△	●	●		●	水防計画	各部課班計画による
初期段階の避難情報を発令する場合(高齢者避難指示)		水防第一次配備	○		○	○	○	○	○	●	○	●	●	●	●	●	△	●	△	各部課班計画による
災害が発生するおそれがある場合(避難指示)			○	災害本部第一配備	○	○	○	○	○	●	○	●	●	●	●	●	△	●	△	各部課班計画による
災害が発生するおそれが極めて高くある場合			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	各部課班計画による
災害が現に発生しつつある場合、又は局所的な災害が発生した場合		水防第二次配備	○	災害本部第二配備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	各部課班計画による
市全域に災害が発生又は被害が甚大と予想される場合			○	災害本部第三配備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各部課班計画による

(参考) 水防本部付の職員は、水防計画に記載された職員(水防計画)指名された班長

- ・ 災害対策本部事前配備(水防本部第二配備体制): 資産管理課長、協働政策課長、福祉政策課長、健康推進課長、教育政策課長、学校教育監
 - ・ 災害対策本部第一配備: 資産管理課長、協働政策課長、福祉政策課長、健康推進課長、教育政策課長、学校教育監、人事課長、課税課長
 - ・ 災害対策本部第二配備: 災害対策本部第一配備で指名された班長及び状況に応じて班長が指名する職員
- 防災拠点責任者、防災拠点参集職員、避難所担当職員及び救護所担当職員における「該当地区のみ」以外の職員は、「その他職員」の欄を参照

職員配備体制【南海トラフ地震臨時情報】

配備基準	危機管理 センター・ 総務課	危機管理監	正副 本部長	本部長	本部員	危機担当	本部要員	初動体制 要員	防災拠点 責任者	避難所 担当職員	全職員	摘要	注2 部課職員
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)が発表された場 合	本庁へ参集 (大規模災害 対策課・地域 防災課のみ)	本庁へ参集	待機	待機	待機	待機	待機	本庁へ参集	待機	待機	待機	メールによる 自宅待機指 示	各部・各班の 防災計画に より参集
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表さ れた場合	本庁へ参集	本庁へ参集	待機	待機	待機	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	待機	待機	待機	連絡がなくて も自主参集	
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表さ れた場合	本庁へ参集	本庁へ参集	待機	待機	待機	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	拠点へ参集	待機	待機		
状況により警戒本部を設置 した場合	警戒本部開設							警戒支部開設		参集			

注1. 職員はそれぞれの情報を報道等で確認すること。なお注2(部課職員)を除く全ての職員は、速やかに参集できるよう待機とする。
 注2. 秘書課、広報課、資産管理課、健康企画課、健康推進課、都市政策課、地域交通課、中心市街地活性化推進課、建築住宅課、住まい戦略課、花と緑の課、建設管理課、道路課、河川課、上水道課、下水道課、教育政策課、各地区交流センター、市立総合病院の職員は各部署の防災計画により活動する。

職員配備体制【突発型地震時間外】

配備基準	危機管理センター・総務課	危機管理監	正副本部長	本部員	危機担当	本部要員	初動体制要員	防災拠点責任者	避難所担当職員	全職員	注2 部課職員
震度3	本庁へ参集 (当番職員のみ)										※震度4で所管施設等の状況を確認出来る体制とする
震度4	本庁へ参集						本庁へ参集 本庁へ参集	防災拠点へ 参集			
震度5 弱以上	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	本庁へ参集	防災拠点へ 参集	防災拠点へ 参集	防災拠点等 へ参集	
	災害対策本部開設							災害対策 本部開設	指定避難所 開設	消火、救 出、救助、 情報等	

注1. 職員初動配備システムによる参集指令のメール配信あり。(メールの配信がなくても参集基準に該当したことが確認できた場合は参集する。)

注2. 秘書課、広報課、資産管理課、健康企画課、健康推進課、都市政策課、地域交通課、中心市街地活性化推進課、建築住宅課、住まい戦略課、花と緑の課、建設管理課、道路課、河川課、上水道課、下水道課、教育政策課各地区交流センター、市立総合病院の職員は各部署の防災計画により活動する。